

クリーンプラザふじみ（ふじみ衛生組合）視察 事前質問

平成 26 年 3 月 13 日（木）に貴施設を視察させていただくことに先立ち、委員よりまとめました下記の質問事項を事前に連絡させていただきます。

1、事業用地について

Q1-1 敷地面積には、次期施設の建て替え用地を含んでいますか。また、次期施設に向けての基本的な方針があればご教示ください。

（回答）

ふじみ衛生組合の敷地は約 26,000㎡で、その中に約 5,200㎡の焼却施設と約 3,000㎡のリサイクルセンターがあり、同一敷地内での建て替えは可能と考えておりますが、現在の焼却施設の稼働期間及び次期焼却施設のあり方については、現在の焼却施設の稼働開始から 15 年後に地元と協議を始めることとなっております。

Q1-2 敷地内にあるビオトープの設置目的、住民利用についてご教示ください。

（回答）

焼却施設建設前にもビオトープがあったこと、また、焼却施設整備における基本方針の一つとして、「環境と安全に徹底的に配慮した施設とする。」ということ掲げており、建築物の意匠に配慮するとともに緑化等により周辺環境との調和に努めることとしました。これを受け、ふじみ衛生組合では緑化率 30% を目標に緑化に努めるとともにビオトープを設置しました。ビオトープは「武蔵野の雑木林」をコンセプトにしており、植栽は現地条件に合致した植生とするとともに、自然のままを残すということで、原則ビオトープエリアに入ることを禁止しています。

Q1-3 施設の防災拠点としての位置づけがありますか。また、どのような位置づけをされていますか。

（回答）

施設そのものは、防災拠点としての位置づけはしておりません。したがって、非常用発電機的能力も安全に稼働を停止させるだけの能力しかありませんし、水も上水のみを使用しており、水槽の容量も 100 トンで 1 日分程度です。

ただし、敷地の隣に三鷹市の防災公園多機能複合施設が平成 28 年度末を目途に整備される予定であり、そちらには、電力を 1,000kWh と 40℃の温水を 1 時間あたり 60 トン供給する予定です。

2、周辺住民合意形成について

Q2-1 候補地の選定から建設に至るまでの周辺住民との合意形成のポイントについてご教示ください。

(回答)

候補地については、平成14年1月から平成16年3月まで「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会(三鷹市民10名、調布市民10名)」を設置し検討を行いました。その結果、6か所までは絞り込むことができましたが、1か所に絞り込むことができず、6か所を1か所に絞り込むのは行政に依頼することとなりました。絞り込みにあたっては、基本計画検討委員会から提示された14項目の相対比較項目を使用することになっていましたので、その14項目の相対比較項目を用いて比較検討を行った結果、平成17年8月、ふじみ衛生組合用地及びその周辺の用地が最適と判断し候補地としたものです。

このように、三鷹市及び調布市では、市民に候補地の選定を依頼しましたので、最終的に行政が示した候補地に対して大きな反対はありませんでした。

Q2-2 地域還元事業、地域振興事業等、施設周辺住民への配慮した事業は実施されていますか。

(回答)

地元からの要望は、①環境学習を充実すること、②会議室を利用させて欲しいという2点です。また、地元との共同事業として「ふじみまつり」を昨年11月に開催しました。

Q2-3 稼働開始後の地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うための専門委員会の委員構成、開催頻度、内容などについてご教示ください。

(回答)

別添、資料のとおりです。

Q2-4 工事中、稼働開始後で寄せられた主なクレーム、苦情等がありましたらご教示ください。

(回答)

工事期間中に電波障害が38世帯で発生したので、ふじみ衛生組合でケーブルテレビに加入させていただきました。また、稼働後、煙突の影で太陽光発電ができない時間があるとの苦情を1件受けましたが、受忍の範囲と考えています。

3、公害防止等について

Q3-1 自主規制値の決定方法についてご教示ください。また、自主規制値は地元住民との協定等に基づくものでしょうか。

(回答)

自主規制値については、平成18年11月に設置した「ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会（三鷹市民10名、調布市民10名）」において検討を行い決定しました。

また、平成21年11月に設置した「ふじみ衛生組合地元協議会（両市市民25名）」において、自主規制値について説明をしましたが、とくに意見はありませんでしたので、地元ともその自主規制値で協定を締結しました。

Q3-2 自主規制値でダイオキシン類だけを法規制値としたのはなぜでしょうか。

(回答)

国内のダイオキシン類による環境汚染が深刻であったことから、国は平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定し、排出ガスに関しても厳しい規制が定められました。とくに焼却能力4トン/h（96トン/日）以上の新設炉については、 0.1 ng-TEQ/m^3 という、ヨーロッパ先進諸国と同等の厳しい排出基準が定められましたので、ふじみ衛生組合としても十分であると考えました。

Q3-3 臭気濃度、悪臭についての自主規制値はありますか。

(回答)

臭気については、臭気指数12以下とし、地元とも協定を締結しています。とくに上乘せはしていませんが、住宅地に整備される施設ですので、臭気対策についてはパワーポイントの資料のように万全を期しています。

Q3-4 排水についての自主規制値がないのはなぜですか。

(回答)

排水については、全量を下水道に放流しますので、下水道法施行令及び調布市下水道条例に定める排水放流基準以下で排水することとし、地元とも協定を締結しています。

Q3-5 環境影響評価を実施した際、排ガスの最大着地濃度はどれくらい距離、場所に出現しましたか。

Q3-6 稼働開始前後で、周辺環境に大きな変化はありましたか。

(回答)

別紙のとおり、周辺環境に大きな変化はありません。

4、施設について

Q4-1 排ガス再加熱器の用途をご教示ください。

(回答)

脱硝反応塔の中にある触媒の劣化防止及び排ガス拡散のために使用しています。

Q4-2 発電機の効率はどれくらいでしょうか。

(回答)

発電効率は約21%です。

Q4-3 施設で発生する蒸気の利用率はどれくらいでしょうか。

(回答)

ごみ質や季節によっても異なりますが、蒸気量ベースでは、発生する蒸気のほとんど(80数%~90数%)を発電に利用し、その他を排ガスの再加熱などに利用しています。

また、熱量ベースでは、発電のほかに、計画では余熱利用量が約3,700万MJ/年で、そのうち外部への供給が約3,360万MJ/年です。

Q4-4 現在のごみカロリー(低位発熱量)はどれくらいですか。

(回答)

約1,800kcal/kg(約7,500kJ/kg)で計画の2,500kcal/kg(約10,500kJ/kg)を大幅に下回っています。

Q4-5 運転委託費はごみ量で変わりますか。また、その他の要因で変動しますか。

(回答)

委託費の中に変動費があり、ごみ量に応じて負担することになっています。また、法律や制度の変更、物価変動によっても変動します。したがって、消費税が8%になる平成26年4月から委託費もアップします。

Q4-6 施設を使った環境学習とはどのようなものでしょうか。

(回答)

施設見学、講演会、講習会などを想定しています。